

第 28 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 別表の項の繰上げに伴い、引用部分の整理を行う。(第 4 条関係)
- (2) 個人番号カードの発行に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が額を定めることに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を削る。(改正前の別表第 14 項関係)
- (3) (2)の改正に伴い、項の繰上げを行う。
(改正後の別表第 14 項から第 50 項まで、第 53 項、第 54 項及び第 60 項から第 80 項まで関係)
- (4) (2)及び(3)の改正に伴い、項の繰上げ及び引用部分の整理を行う。
(改正後の別表第 51 項、第 52 項及び第 55 項から第 59 項まで関係)

3 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

4 例規集

第 1 巻 5, 293 ページ